

施策の体系図

【施策の方向】

生産から消費に至る食の安全・安心の確保

・食品の生産から消費に至る各段階における、食の安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

【大項目】

1 生産段階における安全性の確保

【中項目】

- (1) 安全な農産物の生産
- (2) 安全な畜産物の生産
- (3) 安全な水産物の生産
- (4) 農林水産物の出荷等の規制

2 製造・加工段階における安全性の確保

- (1) 食品営業施設等に対する監視指導
- (2) 高度な衛生管理手法の普及啓発
- (3) 食品営業者による自主衛生管理の推進
- (4) 給食施設における衛生管理の推進

3 流通・販売段階における安全性の確保

- (1) 県内流通食品の安全性の確保
- (2) 不良食品等の自主回収
- (3) 無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止
- (4) 安全な食肉流通の確保
- (5) 輸入食品の安全性の確保

4 消費段階における安全性の確保

- (1) 食品衛生の普及啓発

5 調査研究等の推進

- (1) 調査研究の推進及びその成果の普及

食品に関する正確な情報の提供

・県民が食品を選択するうえで、判断に必要な情報の提供を推進します。

1 適正な食品表示の普及

- (1) 食品表示に関する普及啓発
- (2) 食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援

2 トレーサビリティシステムの促進

- (1) 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの促進

3 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

- (1) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供
- (2) 市町村等と連携した情報の収集及び提供
- (3) 食品安全相談体制の充実

県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立

・県民の食品に対する信頼を確保するため、県、食品関連事業者及び県民が相互理解を深める取り組みを推進します。

1 施策の提案制度の普及

- (1) 施策の提案制度の普及

2 相互理解の促進

- (1) リスクコミュニケーションの推進

3 食育の推進

- (1) 食品の安全性に関する知識の習得と実践

4 地産地消の推進

- (1) 地産地消の推進

5 認証制度等の普及

- (1) 特別栽培農産物の認証
- (2) いばらきハサップの認証

6 健康危機管理体制の整備

- (1) 健康危機管理体制の整備